

地方税財源の充実強化による持続可能な財政運営実現 に向けた緊急アピール

長期的に厳しい財政状況が見込まれ、都市と地方との地域間格差の増大が顕著な社会情勢のなか、我々は行財政改革に積極的に取り組み、より効率的な行財政システムの構築を図るとともに、過疎化や人口減少、高齢化の進行、安全・安心の確保、社会資本の整備等の様々な地域課題に対応するため懸命な努力を続けている。

しかしながら、先の三位一体の改革では、国から地方へ約3兆円の税源移譲が実現したものの、一方で、地方の固有財源である地方交付税について、5兆円を超える大幅な削減が行われた。

その結果、税源が乏しく、地方交付税に依存せざるを得ない本県及び県内市町村は収支不足（資金不足）に陥り、財政的に大変な苦境に立たされている。

今後、第二次地方分権改革を進めるにあたっては、国と地方の適切な役割分担による事務・権限の見直しはもとより、我々、地方自治体が持続可能な財政運営を行い、地域住民に対して果たすべき役割と責任に見合った財源を確保できるよう、次の事項の実現を強く求めるものである。

1 地方交付税の復元・強化について

地方交付税がこれ以上削減されれば、日本国民として最低限必要な住民サービス（ナショナルミニマム）ですら県内において保障できなくなると危惧しているところであり、その財源保障機能と財源調整機能を確保することはもとより、地域間格差の是正に関する取り組みを支援し地域社会の維持・活性化のために必要な経費をさらに基準財政需要額に上乘せするなど、地域の実情を踏まえ、地方交付税を増額し、復元・強化すること。

特に、平成22年度の総務省概算要求において盛り込まれている、地方交付税の交付税率引上げ、三位一体改革で失われた地方交付税の復元、暫定税率廃止に伴う補てん措置などについては、平成22年度予算や年末の地方行財政計画に十分反映すること。

2 景気低迷等に伴う地方財政対策について

景気低迷により生じる地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収については、地方交付税の補てん等をはじめとしての的確な財政措置を講じること、特に政策減税に伴う地方税の減収については、特例交付金により財源補てん措置を講ずること。

また、「子ども手当の創設」や「高校授業料の実質無償化」など新たな制度の創設・実施により、地方に財政負担が生じることのないよう配慮すること。

3 地方における幹線道路の整備促進と財源の確保について

「道路」は地域の生活、社会・経済活動を支える基本的かつ重要な社会資本であり、特に、地方の将来のチャンスを保障するものとして、さらに大規模地震災害への備えや救急医療活動の強化の観点からも高速道路をはじめとした幹線道路網の早期整備は不可欠である。

これまでの幹線道路網の整備は都市部から優先的に進められ、地方部では未だ高速道路が繋がっていないなど、道路整備が著しく立ち遅れており、発展を阻害する要因となっている。

国土の骨格を形成する高速道路をはじめとした幹線道路網は、国が責任を持って整備すべきであり、ようやく順番が回ってきた地方の幹線道路網の整備を着実に進めるため、必要な財源を安定的に確保すること。

平成22年度概算要求の組み替えでは、道路関係予算が大幅に削減されているが、「国土のミッシングリンク」を解消し地方の発展するチャンスを確保するため、幹線道路整備の遅れた地方に対し、優先的に予算配分すること。

また、21年度補正予算の執行が停止された高速道路の4車線化事業については、住民の暮らしや生命の安全確保、社会経済の発展に不可欠なものであることから、早期に事業着手すること。

さらに、今後の道路事業評価に当たっては、災害対策、救急医療、観光など地域振興等の要素や、地域のポテンシャル特性等を踏まえた便益を総合的に評価すること。

4 国直轄事業負担金の見直しについて

道路をはじめとする社会資本の整備にあたっては、本来、国直轄事業は国が100%責任を持って実施すべきであることから、国・地方のそれぞれが責任を果たせるよう財源を確保した上で、国直轄事業負担金を廃止すべきである。

政府は、国直轄事業費負担金について22年度から維持管理費分の廃止を表明したが、直轄事業負担金制度全体のうち維持管理費負担金だけを区別する理屈はない。

直轄負担金は維持管理費分に限らず、建設費分も含めて廃止すること。

本県においては、「市町村負担金を原則廃止する」という方針で県と市町村で協議を行い、見直し作業を進めている。

見直しによる県事業の事業量減少の懸念に対しては、市町村負担金を徴収している事業だけではなく、市町村負担金を徴収していない事業も含めた県事業全体事業の見直しの中で対応することとしている。

国においても、維持管理費負担金の廃止を理由として建設費が縮小され、国として真に実施すべき直轄事業を削減することがないように配慮すること。

また、国直轄事業の進め方について、その経費も含め十分に地方に説明するとともに、国地方の協議の場において合意を形成する仕組みを早急に作ること。

地方がその適否を判断することができるような情報を早急に提供すること。

5 新過疎法の制定について

過疎対策については、4次にわたる特別措置法の制定により過疎対策事業が実施され、社会基盤の整備に一定の成果を上げてきたところであるが、過疎地域は、急激な人口減少と著しい高齢化により弱体化し、農林水産業の低迷や医療・福祉サービスの低下など極めて深刻な状況に直面している。

過疎問題がさらに深刻化すれば、地域社会の崩壊・消滅につながりかねないことから、平成22年3月末をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」にかわる、新過疎法を制定すること。

なお、新過疎法の制定にあたっては、現行の過疎地域（みなし含む。）を引き続き対象とすることはもとより、それ以外の過疎化が進んだ地域を新たに指定すること。

また、過疎債の地方交付税算入率引き上げや対象範囲の拡大、市町村が必要な対策を実施できるような自由度の高い交付金制度の創設、地域の実態に即した規制緩和など、過疎地域の実情を十分に踏まえたものとする。

平成21年11月17日

和歌山県自治体代表者会議

和歌山県地方分権推進連盟

和歌山県	知事	仁坂	吉伸
和歌山県議会	議長	富安	民浩
和歌山県市長会	会長	真砂	充敏（田辺市長）
和歌山県市議会議長会	会長	宇治田	清治（和歌山市議会議長）
和歌山県町村会	会長	中山	正隆（有田川町長）
和歌山県町村議会議長会	会長	美野	勝男（紀美野町議会議長）